



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2020年3月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00～PM 5:00

遺留分制度の見直し

2019年7月1日施行の改正民法によって、遺留分制度が大きく変わりました。

★遺留分とは

遺留分とは、相続人(被相続人の兄弟姉妹を除く)に法律上保障されている一定割合の相続財産を言います。この遺留分を侵害する相続が遺言によって行われる場合、遺留分を侵害された相続人は他の相続人に対して、侵害部分の請求をすることができます。

◆改正後のポイント

改正前の制度では、遺留分を侵害された相続人が、侵害部分の財産そのものを請求する制度でした。そのため、相続財産の大部分が土地・建物のような不動産である場合、請求権の行使によって、その不動産が共有状態になり、権利関係が複雑になる危険性がありました。

改正後の制度では、遺留分の侵害部分に相当する額の金銭を請求できるようになったため、共有関係を回避することができるようになりました。また、特定の財産を特定の相続人に対して相続させたいという意思を尊重しやすくなりました。

争いごとを起こさないためにも、相続は事前にしっかりとした準備をしておくことが大切です。相続について、お困りのことがございましたら、気軽にご相談ください。

(川戸 記)

